

墨田区手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和2年6月30日

墨田区長 山 本 亨

墨田区条例第17号

墨田区手数料条例の一部を改正する条例

墨田区手数料条例（平成12年墨田区条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表 1 区民関係の部11の項を削り、同部12の項中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）」に改め、同項を同部11の項とし、同部13の項を同部12の項とし、同部14の項中「13の項」を「12の項」に改め、同項を同部13の項とし、同部中15の項を14の項とし、16の項から22の項までを1項ずつ繰り上げ、同部23の項中「24の項から27の項」を「23の項から26の項」に改め、同項を同部22の項とし、同部中24の項を23の項とし、25の項を24の項とし、同部26の項中「25の項」を「24の項」に改め、同項を同部25の項とし、同部27の項を同部26の項とし、同部備考4中「21の項及び22の項」を「20の項及び21の項」に改め、同表 2 保健衛生・環境関係の部76の項中「第14条第9項」を「第14条第13項」に改め、同表 3 建築・都市計画・土木関係の部80の項中

「

(3) 小型広告板	1枚につき	400円
(4) はり紙（ポスターを含む。）又ははり札等	50枚までごとにつき	2,250円
(5) 広告旗	1本につき	450円
(6) 立看板等	1枚につき	450円
(7) 電柱又は街路灯柱の利用広告	1枚につき	310円
(8) 標識利用広告	1枚につき	210円
(9) 宣伝車	1台につき	4,950円
(10) バス又は電車の車体利用広告で長方形の枠を利用する方式によるもの	1枚につき	610円
(11) 前号以外の車体利	1台につき	1,950円

	用広告	
(12)	アドバルーン	1個につき 2,850円
(13)	広告幕(網)	1張につき 990円
(14)	アーチ	1基につき 10,630円
(15)	装飾街路灯	1基につき 5,010円
(16)	店頭装飾	1基につき 19,800円

を
「

(3)	プロジェクション マッピング	面積5平方メートルまでご とにつき 3,220円。 ただし、面積1,000平 方メートルを超えるものに あつては、644,000 円
(4)	小型広告板	1枚につき 400円
(5)	はり紙(ポスター を含む。)又ははり 札等	50枚までごとにつき 2, 250円
(6)	広告旗	1本につき 450円
(7)	立看板等	1枚につき 450円
(8)	電柱又は街路灯柱 の利用広告	1枚につき 310円
(9)	標識利用広告	1枚につき 210円
(10)	宣伝車	1台につき 4,950円
(11)	バス又は電車の車 体利用広告で長方形 の枠を利用する方式 によるもの	1枚につき 610円
(12)	前号以外の車体利 用広告	1台につき 1,950円
(13)	アドバルーン	1個につき 2,850円
(14)	広告幕(網)	1張につき 990円
(15)	アーチ	1基につき 10,630 円
(16)	装飾街路灯	1基につき 5,010円
(17)	店頭装飾	1基につき 19,800 円

に改める。

付 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表 1 区民関係の部の改正規定 公布の日
- (2) 別表 3 建築・都市計画・土木関係の部の改正規定 令和2年7月1日
- (3) 別表 2 保健衛生・環境関係の部の改正規定 令和2年9月1日